

豊田市成年後見制度利用支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、認知症、知的障がい及び精神障がいにより判断能力が十分でない者の権利擁護のために、民法（明治29年法律第89号）で定める成年後見制度の利用について、費用を負担することが困難である者に対し、豊田市がその費用を助成するうえで必要な事項を定めるものとする。

(助成の種類)

第2条 この要綱における費用の助成とは、成年後見制度の審判請求に係る費用（以下、「審判請求費用」という。）の助成及び成年後見人、保佐人又は補助人（以下「後見人等」という。）の報酬費用（以下、「後見人等報酬費用」という。）の助成の2つを指す。

(助成の共通要件)

第3条 審判請求費用の助成及び後見人等報酬費用の助成の要件は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者
- (2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付等を受けている者
- (3) 豊田市社会福祉法人等による生計困難者等に対する利用者負担軽減制度事業実施要綱に準じて、別表に掲げる要件すべてに該当する者
- (4) その他市長が認める者

(審判請求費用の助成対象者)

第4条 審判請求費用の助成対象者は、成年後見制度の利用開始に係る審判請求を行い、その審判が確定した者（以下、「申立人」という。）であって、前条の共通要件を満たしかつ次の各号のすべてに該当する者とする。

- (1) 審判請求の対象者が、原則として豊田市に住民登録されている者又は法令等により豊田市が援護の実施者である者
- (2) 前号の対象者が前条の要件に該当する者
- (3) 申立人及びそのすべての世帯員が前条の要件に該当する者

(審判請求費用の助成範囲)

第5条 審判請求費用の助成額は、次の各号に要した費用とする。

- (1) 収入印紙代
- (2) 切手代
- (3) 診断書作成料
- (4) 戸籍・住民票取得費用

(5) 鑑定費用

(審判請求費用の助成方法)

第6条 審判請求費用の助成を受けようとする者は、様式第1号に必要書類を添付し市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、内容を審査し、助成に関する可否を決定し、様式第2号により申立人に通知するものとする。

(後見人等報酬費用の助成対象者)

第7条 後見人等報酬費用の助成対象者は、次の各号のすべてに該当する者とする。

- (1) 後見人等が選任された者（以下「被後見人等」という。）が、原則として豊田市に住民登録されている者又は法令等により豊田市が援護の実施者である者
- (2) 前号の被後見人等が第3条の要件に該当する者

(後見人等報酬費用の助成範囲)

第8条 後見人等報酬費用の助成額は、家庭裁判所が決定する後見人等又は成年後見監督人、保佐監督人、補助監督人（以下「後見監督人等」という。）の報酬の全部又は一部とする。

2 助成額の上限は、次の各号のとおりとする。ただし、家庭裁判所が審判した対象期間の始期及び終期の属する月については、当該月の日数の半数以上が報酬対象期間に算入される場合に限り1月とみなす。

- (1) 豊田市及び豊田市成年後見支援センターが実施するとよた市民後見人養成講座を修了し、よた市民後見人として市長が認めた者（以下、市民後見人という。）が後見人等に選任されている被後見人等については、後見人等又は後見監督人等一人あたり、月額8,000円
- (2) (1)に定める市民後見人以外が後見人等又は後見監督人等に選任されている被後見人等のうち、厚生労働省の定める社会福祉施設（第1種社会福祉事業に該当するものに限る。）に入所または医療機関に入院し、在宅での生活が困難な者については、後見人等又は後見監督人等一人あたり月額18,000円を、その他の者については月額28,000円

(後見人等報酬費用の助成方法)

第9条 後見人等と後見監督人等の報酬の助成を受けようとする者は、様式第3号に必要書類を添付し市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、内容を審査し、助成に関する可否を決定し、様式第4号により申請者に通知するものとする。
- 3 被後見人等の配偶者、直系血族及び兄弟姉妹が後見人等又は後見監督人等となる場合には、報酬についての助成を行わないこととする。
- 4 助成の申請を行う前に被後見人等が死亡した場合において、当該被後見人等の相続人及び相続財産管理人から報酬の全部又は一部を受領することができないときは、報

酬を付与するとされた後見人等と後見監督人等を助成の対象とする。

(審判請求費用及び後見人等報酬費用の支払)

第10条 市長は、第6条及び前条の規定により、助成の決定を受けた者に対し、決定が
あった日から起算して30日以内に支払いを行うものとする。

(助成費用の返還)

第11条 市長は、不正な手段により審判請求費用及び報酬費用の助成を受けた者がある
と判明した場合は、既に助成した費用を返還させることができる。

(情報の取り扱い)

第12条 市長は、申立人及び被後見人等又は後見人等の同意を得たうえで、被後見人等
に必要な支援を行うことを目的として、本事業に係る情報を豊田市成年後見支援センタ
ーに提供できるものとする。

(委任)

第13条 この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成15年7月1日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

| | 要件 |
|---|---|
| 1 | 市町村民税非課税であること。 |
| 2 | 年間収入が150万円以下であること。ただし被後見人または申立人が世帯の主たる生計維持者である場合は、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下であること。 |
| 3 | 預貯金等の額が350万円以下であること。ただし被後見人または申立人が世帯の主たる生計維持者である場合は、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下であること。 |
| 4 | その居住の用に供する家屋その他日常生活のために必要な資産以外に利用しうる資産を所有していないこと。 |